

寒川町協働事業選考委員会設置要領（一部改正案）

（設置）

第1条 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業実施要綱（平成27年4月1日施行）第8条の規定に基づき寒川町協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選考委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 提案された協働事業の企画提案書の審査に関する事
- (2) 審査基準の策定に関する事
- (3) その他審査等について必要な事項に関する事

（組織及び委員）

第3条 選考委員会は、委員10名以内副町長、企画政策部長、総務部長、町民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、都市建設部長、拠点づくり部長及び教育次長をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 寒川町まちづくり推進会議からの推薦者
- (2) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会からの推薦者
- (3) 寒川町ボランティア連絡協議会からの推薦者
- (4) 公募の町民
- (5) 企画政策部長
- (6) 町民部長

32 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

43 委員長は、委員会の会務を総理する。

54 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第54条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第65条 選考委員会は会議の運営上必要があると認める場合は、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第76条 選考委員会は、選考結果を町長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、協働事業選考結果報告書(第1号様式)により行う。

第87条 委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、会議は、非公開とする。

(庶務)

第98条 寒川町協働事業選考委員会の庶務は、協働文化推進課において処理する。

(委任)

第109条 この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。